

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2021年6月18日提出

【計算期間】 第3期中  
(自 2020年9月19日 至 2021年3月18日)

【ファンド名】 auスマート・ベーシック(安定)  
auスマート・ベーシック(安定成長)

【発行者名】 auアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹井 雅人

【本店の所在の場所】 東京都千代田区西神田三丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 田中 芳洋

【連絡場所】 東京都千代田区西神田三丁目2番1号

【電話番号】 03-5657-7188

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

## 1【ファンドの運用状況】

## 【a uスマート・ベーシック(安定)】

## (1)【投資状況】

(2021年3月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	346,719,743	99.01
内 日本	346,719,743	99.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3,479,607	0.99
純資産総額	350,199,350	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (2) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2018年9月19日)	10,000,000	-	1.0000	-
第1計算期間末 (2019年9月18日)	81,526,581	81,526,581	1.0141	1.0141
第2計算期間末 (2020年9月18日)	233,764,132	233,764,132	1.0255	1.0255
2020年3月末日	150,441,576	-	0.9922	-
4月末日	163,609,140	-	0.9988	-
5月末日	181,247,534	-	1.0144	-
6月末日	197,885,467	-	1.0108	-
7月末日	210,407,673	-	1.0154	-
8月末日	224,155,274	-	1.0230	-
9月末日	233,750,463	-	1.0274	-
10月末日	252,472,595	-	1.0201	-
11月末日	272,588,271	-	1.0430	-
12月末日	290,904,644	-	1.0492	-
2021年1月末日	304,280,095	-	1.0495	-
2月末日	323,238,531	-	1.0541	-
3月末日	350,199,350	-	1.0684	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
2020年9月19日～2021年3月18日	-

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	1.4
第2計算期間	1.1
2020年9月19日～2021年3月18日	4.0

## 【a u スマート・ベーシック(安定成長)】

## (1) 【投資状況】

(2021年3月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	717,117,951	99.01
内 日本	717,117,951	99.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	7,188,172	0.99
純資産総額	724,306,123	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (2) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2018年9月19日)	10,000,000	-	1.0000	-
第1計算期間末 (2019年9月18日)	113,773,461	113,773,461	1.0107	1.0107
第2計算期間末 (2020年9月18日)	452,790,514	452,790,514	1.0247	1.0247
2020年3月末日	281,263,242	-	0.9582	-
4月末日	302,504,114	-	0.9736	-
5月末日	337,644,443	-	1.0022	-
6月末日	365,643,849	-	1.0001	-
7月末日	398,088,016	-	1.0095	-
8月末日	430,694,581	-	1.0235	-
9月末日	463,117,056	-	1.0230	-
10月末日	491,563,318	-	1.0138	-
11月末日	538,278,080	-	1.0571	-
12月末日	595,389,912	-	1.0685	-
2021年1月末日	632,863,557	-	1.0728	-
2月末日	672,318,946	-	1.0888	-
3月末日	724,306,123	-	1.1059	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
2020年9月19日～2021年3月18日	-

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	1.1
第2計算期間	1.4
2020年9月19日～2021年3月18日	7.9

## 2【設定及び解約の実績】

## 【a u スマート・ベーシック(安定)】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	92,431,231	12,039,595	80,391,636
第2計算期間	183,831,648	36,271,917	227,951,367
2020年9月19日～ 2021年3月18日	115,466,823	26,385,594	317,032,596

(注) 第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

## 【a u スマート・ベーシック(安定成長)】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	125,678,844	13,110,959	112,567,885
第2計算期間	382,462,788	53,134,139	441,896,534
2020年9月19日～ 2021年3月18日	224,723,190	32,896,064	633,723,660

(注) 第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

### 3【ファンドの経理状況】

#### a u スマート・ベーシック（安定）

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間（2020年9月19日から2021年3月18日まで）の中間財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## 【a u スマート・ベーシック(安定)】

## (1) 【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第2期計算期間 (2020年9月18日現在) 金 額(円)	第3期中間計算期間 (2021年3月18日現在) 金 額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		2,697,246	3,776,081
投資信託受益証券		231,414,444	335,148,294
流動資産合計		234,111,690	338,924,375
資産合計		234,111,690	338,924,375
負債の部			
流動負債			
未払解約金		110,662	393,663
未払受託者報酬		20,792	30,526
未払委託者報酬		208,251	305,820
その他未払費用		7,853	11,611
流動負債合計		347,558	741,620
負債合計		347,558	741,620
純資産の部			
元本等			
元本	1	227,951,367	317,032,596
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金( )		5,812,765	21,150,159
(分配準備積立金)		3,285,648	2,984,881
元本等合計		233,764,132	338,182,755
純資産合計		233,764,132	338,182,755
負債純資産合計		234,111,690	338,924,375

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第2期中間計算期間 (自 2019年9月19日 至 2020年3月18日) 金額(円)	第3期中間計算期間 (自 2020年9月19日 至 2021年3月18日) 金額(円)
営業収益			
有価証券売買等損益		7,613,065	11,853,850
営業収益合計		7,613,065	11,853,850
営業費用			
受託者報酬		12,571	30,526
委託者報酬		126,156	305,820
その他費用		5,343	13,170
営業費用合計		144,070	349,516
営業利益又は営業損失( )		7,757,135	11,504,334
経常利益又は経常損失( )		7,757,135	11,504,334
中間純利益又は中間純損失( )		7,757,135	11,504,334
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )		212,220	475,770
期首剰余金又は期首欠損金( )		1,134,945	5,812,765
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,773,807	5,052,452
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		1,773,807	5,052,452
剰余金減少額又は欠損金増加額		279,159	743,622
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		279,159	743,622
分配金		-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )		4,915,322	21,150,159

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
--------------------	--

## (中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第2期計算期間 (2020年9月18日現在)	第3期中間計算期間 (2021年3月18日現在)
1. 1 期首元本額	80,391,636円	227,951,367円
期中追加設定元本額	183,831,648円	115,466,823円
期中一部解約元本額	36,271,917円	26,385,594円
2. 受益権の総数	227,951,367口	317,032,596口

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第2期中間計算期間 (自 2019年9月19日 至 2020年3月18日)	第3期中間計算期間 (自 2020年9月19日 至 2021年3月18日)
	該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第2期計算期間 (自 2019年9月19日 至 2020年9月18日)	第3期中間計算期間 (自 2020年9月19日 至 2021年3月18日)
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	金融商品は全て時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

## (デリバティブ取引等に関する注記)

第2期計算期間 (自 2019年9月19日 至 2020年9月18日)	第3期中間計算期間 (自 2020年9月19日 至 2021年3月18日)
該当事項はありません。	同左

## (1口当たり情報)

	第2期計算期間 (2020年9月18日現在)	第3期中間計算期間 (2021年3月18日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0255円 (10,255円)	1.0667円 (10,667円)

## a u スマート・ベーシック(安定成長)

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間(2020年9月19日から2021年3月18日まで)の中間財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## 【a uスマート・ベーシック（安定成長）】

## (1) 【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第2期計算期間 (2020年9月18日現在) 金 額 (円)	第3期中間計算期間 (2021年3月18日現在) 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		5,059,318	7,596,111
投資信託受益証券		448,464,462	694,146,952
流動資産合計		453,523,780	701,743,063
資産合計		453,523,780	701,743,063
負債の部			
流動負債			
未払解約金		287,931	284,067
未払受託者報酬		39,098	61,899
未払委託者報酬		391,401	619,420
その他未払費用		14,836	23,571
流動負債合計		733,266	988,957
負債合計		733,266	988,957
純資産の部			
元本等			
元本	1	441,896,534	633,723,660
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金 ( )		10,893,980	67,030,446
(分配準備積立金)		7,990,162	7,511,479
元本等合計		452,790,514	700,754,106
純資産合計		452,790,514	700,754,106
負債純資産合計		453,523,780	701,743,063

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第2期中間計算期間 (自 2019年9月19日 至 2020年3月18日) 金 額 (円)	第3期中間計算期間 (自 2020年9月19日 至 2021年3月18日) 金 額 (円)
営業収益			
有価証券売買等損益		26,340,479	45,402,490
営業収益合計		26,340,479	45,402,490
営業費用			
受託者報酬		20,705	61,899
委託者報酬		207,410	619,420
その他費用		8,880	26,629
営業費用合計		236,995	707,948
営業利益又は営業損失( )		26,577,474	44,694,542
経常利益又は経常損失( )		26,577,474	44,694,542
中間純利益又は中間純損失( )		26,577,474	44,694,542
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )		7,770	962,045
期首剰余金又は期首欠損金( )		1,205,576	10,893,980
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,169,449	13,341,691
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		4,169,449	13,341,691
剰余金減少額又は欠損金増加額		269,559	937,722
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		269,559	937,722
分配金		-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )		21,464,238	67,030,446

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
--------------------	--

## (中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第2期計算期間 (2020年9月18日現在)	第3期中間計算期間 (2021年3月18日現在)
1. 1 期首元本額	112,567,885円	441,896,534円
期中追加設定元本額	382,462,788円	224,723,190円
期中一部解約元本額	53,134,139円	32,896,064円
2. 受益権の総数	441,896,534口	633,723,660口

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第2期中間計算期間 (自 2019年9月19日 至 2020年3月18日)	第3期中間計算期間 (自 2020年9月19日 至 2021年3月18日)
	該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第2期計算期間 (自 2019年9月19日 至 2020年9月18日)	第3期中間計算期間 (自 2020年9月19日 至 2021年3月18日)
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	金融商品は全て時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

## (デリバティブ取引等に関する注記)

第2期計算期間 (自 2019年9月19日 至 2020年9月18日)	第3期中間計算期間 (自 2020年9月19日 至 2021年3月18日)
該当事項はありません。	同左

## (1口当たり情報)

	第2期計算期間 (2020年9月18日現在)	第3期中間計算期間 (2021年3月18日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0247円 (10,247円)	1.1058円 (11,058円)

## 4【委託会社等の概況】

### (1)【資本金の額】

2021年3月31日現在

資本金の額 10億円  
 発行可能株式総数 800,000株  
 発行済株式総数 80,000株

過去5年間における資本金の額の増減

2018年2月 資本金 10億円に増資

### (2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。

また、「確定拠出年金法」に定める確定拠出年金運営管理業務、「保険業法」に定める保険仲立人業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は、2021年3月31日現在、次の通りです。但し、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	6	47,578
合計	6	47,578

### (3)【その他】

#### a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2018年9月28日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。

2019年6月17日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。

2019年7月1日付で、KDDIアセットマネジメント株式会社よりauアセットマネジメント株式会社へ商号を変更するため、定款を変更しました。

2019年9月24日付で、auフィナンシャルパートナー株式会社の設立のため、2億円の出資を行いました。

2020年3月31日付で、事業目的の追加及び削除を行うため、定款を変更しました。

2020年6月15日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。

#### b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 5【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるauアセットマネジメント株式会社(以下、「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)及び同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しています。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

(3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第3期事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、PwC京都監査法人による監査を受けております。また、第4期事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)に係る中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
前払費用	6,383	7,256
未収入金	68,543	82,025
未収委託者報酬	10	269
未収収益	1	-
立替金	-	81
短期貸付金	1,176,137	360,693
流動資産合計	1,251,076	450,326
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	13,343
器具備品	1	12,324
有形固定資産合計	25,668	23,229
無形固定資産		
ソフトウェア	236,083	241,164
ソフトウェア仮勘定	7,645	250,972
無形固定資産合計	243,728	492,136
投資その他の資産		
投資有価証券	39,500	38,362
関係会社株式	-	200,000
長期差入保証金	32,768	32,768
長期前払費用	27,744	21,451
投資その他の資産合計	100,012	292,581
固定資産合計	369,409	807,947
資産合計	1,620,485	1,258,273

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払金	90,087	230,365
未払費用	7,023	8,600
未払法人税等	7,724	8,825
その他の預り金	509	642
賞与引当金	6,608	9,665
流動負債合計	111,953	258,098
<b>固定負債</b>		
繰延税金負債	3	-
固定負債合計	3	-
負債合計	111,957	258,098
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金	1,000,000	1,000,000
資本準備金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000	1,000,000
<b>利益剰余金</b>		
その他利益剰余金	490,967	998,187
繰越利益剰余金	490,967	998,187
利益剰余金合計	490,967	998,187
株主資本計	1,509,032	1,001,812
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	503	1,638
評価・換算差額等合計	503	1,638
純資産合計	1,508,528	1,000,174
負債・純資産合計	1,620,485	1,258,273

## （２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度		当事業年度	
	自 至	2018年4月1日 2019年3月31日	自 至	2019年4月1日 2020年3月31日
<b>営業収益</b>				
委託者報酬		32		3,547
金融商品仲介手数料		-		6,963
確定拠出年金事業収入		20,652		28,131
保険事業収入		968		59,790
コンサルティング収入		-		176,072
その他営業収入		-		13,749
営業収益計		21,652		288,254
<b>営業費用</b>				
支払手数料		17		2,085
広告宣伝費		24,308		40,295
調査費		1,550		3,001
委託調査費		300		2,268
委託計算費		9,638		21,451
営業雑経費		131,887		332,055
通信費		1,434		7,533
印刷費		214		2,712
協会費		121		361
業務委託費		85,728		185,419
情報機器関連費		31,579		113,396
その他営業雑経費		12,809		22,631
営業費用計		167,701		401,158

（単位：千円）

	前事業年度		当事業年度	
	自 至	2018年4月1日 2019年3月31日	自 至	2019年4月1日 2020年3月31日
<b>一般管理費</b>				
給料		81,729		235,273
役員報酬		14,619		29,764
給料・手当		60,438		191,898
賞与		6,671		13,610
福利費		5,811		17,081
退職給付費用		944		986
交際費		32		105
旅費交通費		1,649		4,985
租税公課		9,875		11,506
不動産賃借料		14,820		35,373
福利厚生費		-		127
保険料		-		11
固定資産減価償却費		26,247		70,936
諸経費		5,424		15,917
一般管理費計		146,535		392,306
<b>営業損失（ ）</b>		<b>292,584</b>		<b>505,210</b>
営業外収益				
受取利息		1,911		952
為替差益		11		-
雑収入		104		145
営業外収益計		2,027		1,098
営業外費用				
開業費		175,806		-
営業外費用計		175,806		-
<b>経常損失（ ）</b>		<b>466,363</b>		<b>504,111</b>
<b>税引前当期純損失（ ）</b>		<b>466,363</b>		<b>504,111</b>
法人税、住民税及び事業税		1,074		3,107
<b>当期純損失（ ）</b>		<b>467,437</b>		<b>507,219</b>

## （ 3 ）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	23,530	23,530	1,976,469
当期変動額						
当期純損失（ ）	-	-	-	467,437	467,437	467,437
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	467,437	467,437	467,437
当期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	490,967	490,967	1,509,032

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	1,976,469
当期変動額			
当期純損失（ ）	-	-	467,437
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	503	503	503
当期変動額合計	503	503	467,941
当期末残高	503	503	1,508,528

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	490,967	490,967	1,509,032
当期変動額						
当期純損失( )	-	-	-	507,219	507,219	507,219
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	507,219	507,219	507,219
当期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	998,187	998,187	1,001,812

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	503	503	1,508,528
当期変動額			
当期純損失( )	-	-	507,219
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,134	1,134	1,134
当期変動額合計	1,134	1,134	508,353
当期末残高	1,638	1,638	1,000,174

## （注記事項）

## （重要な会計方針）

## 1．資産の評価方法及び評価基準

## 有価証券の評価基準及び評価方法

## その他有価証券

市場価値のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

## 2．固定資産の減価償却の方法

## 有形固定資産

定額法により償却しています。なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物付属設備 17年

工具器具備品 4～10年

## 無形固定資産

定額法により償却しています。なお、主な償却年数は次の通りです。

ソフトウェア 5年

## 3．引当金の計上基準

## 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しています。

## 4．消費税等の会計処理

税抜方式によって処理しています。

## （未適用の会計基準等）

## 1．収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」  
（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」  
（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」  
（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

## (1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

## (2)適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

### (3)当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定です。

## 2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」  
（企業会計基準第30号2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」  
（企業会計基準第9号2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」  
（企業会計基準第10号2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」  
（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」  
（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日 企業会計基準委員会）

### (1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

### (3)当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定です。

## 3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」  
（企業会計基準第31号2020年3月31日 企業会計基準委員会）

### (1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

## (2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定です。

## 4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」  
(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

## (1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

## (2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定です。

## (貸借対照表関係)

## 1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物附属設備	836	1,721
工具器具備品	2,129	4,324

## 2. 関係会社項目

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期貸付金	1,176,137	360,693

## (損益計算書関係)

## 1. 関係会社項目

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
売上高	-	139,981
営業費用	-	177,633
営業外収益	1,911	952

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	-	-	80,000

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	-	-	80,000

## (金融商品関係)

前事業年度（2019年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。資金運用及び資金調達については、親会社とのグループファイナンスに限定しています。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えています。

投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、ファンド・オブ・ファンズ形式での分散投資を行っており、リスク低減を図っています。短期貸付金は、全て親会社に対する金銭債権であり、貸付先の信用リスクに晒されています。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っています。

## 市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しています。

## 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としています。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度の決算日(2019年3月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	10	10	-
(2) 未収入金	68,543	68,543	-
(3) 短期貸付金	1,176,137	1,176,137	-
(4) 投資有価証券	39,500	39,500	-
(5) 未払金	90,087	90,087	-

(注)

## 1 金融商品の時価の算定方法

(1) 未収委託者報酬、(2) 未収入金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は当期の決算日における基準価額によっています。

(5) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## 2 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超
未収委託者報酬	10	-
未収入金	68,543	-
短期貸付金	1,176,137	-
投資有価証券	-	39,500

当事業年度（2020年3月31日）

## 1．金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。資金運用及び資金調達については、親会社とのグループファイナンスに限定しています。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えています。

投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、ファンド・オブ・ファンズ形式での分散投資を行っており、リスク低減を図っています。

短期貸付金は、全て親会社に対する金銭債権であり、貸付先の信用リスクに晒されています。

### （3）金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っています。

#### 市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しています。

#### 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としています。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の決算日（2020年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)未収委託者報酬	269	269	-
(2)未収入金	82,025	82,025	-
(3)短期貸付金	360,693	360,693	-
(4)前払費用	7,256	7,256	-
(5)投資有価証券	38,362	38,362	-
(6)未払金	230,365	230,365	-
(7)未払費用	8,600	8,600	-
(8)未払法人税等	8,825	8,825	-
(9)その他の預り金	642	642	-

（注）

### 1 金融商品の時価の算定方法

（1）未収委託者報酬、（2）未収入金、（3）短期貸付金、（4）前払費用、

（7）未払費用、（8）未払法人税等、（9）その他の預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は当期の決算日における基準価額によっております。

(6) 未払金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

子会社株式(貸借対照表計上額200百万円)については、

時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

2 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
未収委託者報酬	269	-
未収入金	82,025	-
短期貸付金	360,693	-
投資有価証券	-	38,362

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

1. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	39,500	40,000	500

当事業年度(2020年3月31日)

1. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	38,362	40,000	1,638

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の欠損金 (注)2	142,275	296,608
賞与引当金	2,023	2,959
未払費用	-	410
未払事業税	1,179	1,750
固定資産減価償却費	2,077	1,517
投資有価証券	-	501
その他	1,687	995
繰延税金資産小計	149,243	304,744
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	142,275	296,608
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	6,967	8,135
評価性引当金小計 (注)1	149,243	304,744
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
投資有価証券	3	-
繰延税金負債合計	3	-
繰延税金負債の純額	3	-

(注)1 評価性引当金の主な変動理由

税務上の欠損金 296,608千円

(注)2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年	2年	3年	4年	5年	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	296,608	296,608
評価性引当金	-	-	-	-	-	296,608	296,608
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2019年3月31日)

税引前純損失を計上しているため注記を省略しております

当事業年度(2020年3月31日)

税引前純損失を計上しているため注記を省略しております

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

セグメント情報

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

セグメント情報

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

(関連情報)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	セグメント名
カブドットコム証券	20,000千円	投資・金融サービス業

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	セグメント名
KDDI株式会社	139,981千円	投資・金融サービス業
KDDIフィナンシャルサービス株式会社	30,105千円	投資・金融サービス業
auカブコム証券株式会社	23,647千円	投資・金融サービス業

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び主要株主等

(単位:千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	議決権等の所有 (被所有) 割合	取引の内容	取引金額	期末残高
親会社	KDDI株式会社	東京都千代田区 飯田橋3丁目 10番10号	被所有 直接66.6%	資金の貸付	769,363	1,176,137
				利息の受取	1,911	
				開業費	42,483	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しています
- 2 取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めています

## 2. 親会社に係る注記

・KDDI株式会社(東京証券取引所市場第一部)

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び主要株主等

(単位:千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	議決権等の所有 (被所有) 割合	取引の内容	取引金額 (消費税等 含まず)	科目	期末残高 (消費税等 含む)
親会社	KDDI株式会社	東京都千代田区 飯田橋3丁目 10番10号	被所有 間接66.6%	保険事業 コンサル等	139,981	未収入金	32,205
				資金の貸付 (注1)	816,396	短期貸付金	360,693
				利息の受取 (注1)	952		
				営業費用 (注1)	177,633	未払金	3,351
親会社	auフィナンシャル ホールディングス 株式会社	東京都中央区 日本橋1丁目 19番1号	被所有 直接66.6%	退職給付 コンサル等	16,490	未収入金	5,203
				営業費用 (注1)	1,764	未払金	418

## 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	議決権等の所有 (被所有) 割合	取引の内容	取引金額 (消費税等 含まず)	科目	期末残高 (消費税等 含む)
子会社	auフィナンシャル パートナー 株式会社	東京都千代田区 丸の内2丁目 2番1号	所有 直接 50.0%	保険システム 貸与等	6,950	未収入金	1,430
				営業費用 (注1)	112	未払金	-

## 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	本店所在地	議決権等の所有 (被所有) 割合	取引の内容	取引金額 (消費税等 含まず)	科目	期末残高 (消費税等 含む)
その他の 関係会社	大和証券株式会社	東京都千代田区 丸の内1丁目 9番1号	-	事務手数料 収入他	9,655	未収入金	592
				営業費用 (注1)	50,722	未払金	122
その他の 関係会社	大和証券 投資信託委託 株式会社	東京都千代田区 丸の内1丁目 9番1号	-	出向料の 支払	7,509	-	-
その他の 関係会社	株式会社大和総研 ビジネス・ イノベーション	東京都江東区 永代1丁目 14番5号	-	出向料の 支払	21,300	未払金	165,000
				システム開発 (注1)	150,000		
				営業費用 (注1)	14,270		

## (注)取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しております
- 2 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております

## 2. 親会社に係る注記

- ・ KDDI株式会社(東京証券取引所市場第一部)
- ・ auフィナンシャルホールディングス 株式会社(非上場)

## (1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	18,856円60銭	12,502円18銭
1株当たり当期純損失( )	5,842円96銭	6,340円24銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純損失( )千円	467,437	507,219
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失( )千円	467,437	507,219
普通株式の期中平均株式数(株)	80,000	80,000

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
前払費用		10,155
未収入金		7,924
未収委託者報酬		453
未収消費税等		19,901
短期貸付金		367,659
流動資産合計		406,094
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 1	12,648
工具器具備品	* 1	9,253
有形固定資産合計		21,901
無形固定資産		
ソフトウェア		222,626
ソフトウェア仮勘定		289,917
無形固定資産合計		512,543
投資その他の資産		
投資有価証券		31,457
関係会社株式		200,000
敷金		57,722
長期差入保証金		55,000
長期前払費用		18,304
投資その他の資産合計		362,483
固定資産合計		896,928
資産合計		1,303,023

(単位:千円)

当中間会計期間末

(2020年9月30日)

## 負債の部

## 流動負債

未払金 39,063

未払費用 4,060

未払法人税等 5,725

短期借入金 565,000

その他の預り金 1,088

賞与引当金 6,312

流動負債合計 621,249

## 固定負債

繰延税金負債 446

固定負債合計 446

負債合計 621,695

## 純資産の部

## 株主資本

資本金 1,000,000

## 資本剰余金

資本準備金 1,000,000

資本剰余金合計 1,000,000

## 利益剰余金

その他利益剰余金 1,319,682

繰越利益剰余金 1,319,682

利益剰余金合計 1,319,682

株主資本合計 680,317

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金 1,010

評価・換算差額等合計 1,010

純資産合計 681,328

負債純資産合計 1,303,023

## (2) 中間損益計算書

(単位: 千円)

		当中間会計期間
		(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
<b>営業収益</b>		
委託者報酬		5,036
金融商品仲介手数料		1,188
確定拠出年金事業収入		11,195
コンサルティング収入		12,100
システム貸付収入		7,200
その他営業収入		3,904
営業収益計		40,624
<b>営業費用</b>		
一般管理費	* 1	173,002
一般管理費		189,767
営業損失( )		322,145
<b>営業外収益</b>		
受取利息		195
受取配当金		1,168
雑収入		152
営業外収益計		1,516
<b>営業外費用</b>		
支払利息		190
為替差損		22
雑損失		0
営業外費用計		212
経常損失( )		320,841
税引前中間純損失( )		320,841
法人税、住民税及び事業税		653
中間純損失( )		321,495

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	998,187	
当中間期変動額					
中間純損失( )	-	-	-	321,495	321,495
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	321,495	321,495
当中間期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,319,682	1,319,682

	株主資本	評価換算差額等		純資産 合計
	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
当期首残高	1,001,812	1,638	1,638	1,000,174
当中間期変動額				
中間純損失( )	321,495	-	-	321,495
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	-	2,648	2,648	2,648
当中間期変動額合計	321,495	2,648	2,648	318,846
当中間期末残高	680,317	1,010	1,010	681,328

**(注記事項)****(重要な会計方針)**

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

## 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券  
時価のあるもの 当中間会計期末の決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

## 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定額法により償却しています。  
なお、主な耐用年数は次の通りです。  
建物附属設備 10～17年  
工具器具備品 4～10年
- (2) 無形固定資産 定額法により償却しています。  
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

## 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しています。

## 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によって処理しています。

**(中間貸借対照表関係)**

\* 1 有形固定資産の減価償却累計額 (単位：千円)

	当中間会計期間末 (2020年9月30日)
建物附属設備	2,171
工具器具備品	5,426

**(中間損益計算書関係)**

\* 1 減価償却実施額 (単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	1,553
無形固定資産	33,733

**(中間株主資本等変動計算書関係)**

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：株)

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当中間会計期間末株式数
普通株式	80,000	-	-	80,000

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

### 1. 金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末（2020年9月30日）

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)未収委託者報酬	453	453	-
(2)未収入金	7,924	7,924	-
(3)短期貸付金	367,659	367,659	-
(4)投資有価証券	31,457	31,457	-
資産計	417,650	417,650	-
(5)未払金	39,063	39,063	-
(6)短期借入金	565,000	565,000	-
(7)その他の預り金	1,088	1,088	-
負債計	49,937	49,937	-

### （注）

#### 1 金融商品の時価の算定方法

(1) 未収委託者報酬、(2) 未収入金、(3) 短期貸付金、

(5) 未払金、(6) 短期借入金、(7) その他の預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は当期の中間決算日における基準価額によっております。

関係会社株式（中間貸借対照表計上額200百万円）については、

時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

#### 2 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超
未収委託者報酬	453	-
未収入金	7,924	-
短期貸付金	367,659	-
短期借入金	565,000	-

**(有価証券関係)**

当中間会計期間末（2020年9月30日）

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 200,000千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

（単位：千円）

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	30,000	31,457	1,457

## 3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

**(セグメント情報等)**

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

## セグメント情報

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

**(関連情報)**

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

**(1) 製品及びサービスごとの情報**

	外部顧客への売上高
委託者報酬	5,036千円
確定拠出年金事業収入	4,523千円
その他	603千円
合計	10,162千円

**(2) 地域ごとの情報**

## 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

**(3) 主要な顧客ごとの情報**

顧客の名称	内容	売上高	関連するセグメント名
auフィナンシャル ホールディングス株式会社	コンサルティング収入	12,100千円	投資・ 金融サービス業
auフィナンシャル パートナー株式会社	システム貸付収入等	7,800千円	投資・ 金融サービス業
auカブコム証券 株式会社	確定拠出年金事業収入	4,800千円	投資・ 金融サービス業

**(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)**

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

**(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)**

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

**(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)**

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

**(1株当たり情報)**

項目	当中間会計期間
	(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	8,516円60銭
1株当たり中間純損失( )	4,018円69銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり当中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間
	(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純損失( )千円	321,495
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純損失( )千円	321,495
普通株式の期中平均株式数(株)	80,000

**(重要な後発事象)**

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2020年6月3日

auアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

## PWC京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 岩瀬 哲朗 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているauアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、auアセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2021年2月4日

auアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田光夫  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているauアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、auアセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2021年6月2日

au アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているau スマート・ベーシック（安定）の2020年9月19日から2021年3月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、au スマート・ベーシック（安定）の2021年3月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年9月19日から2021年3月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、au アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

ファンドの2020年9月18日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表及び前計算期間の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2020年5月25日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して2020年11月18日付けで無限定適正意見を表明している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

auアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2021年6月2日

au アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 鶴田 光夫

業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているau スマート・ベーシック（安定成長）の2020年9月19日から2021年3月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、au スマート・ベーシック（安定成長）の2021年3月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年9月19日から2021年3月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、au アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

ファンドの2020年9月18日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表及び前計算期間の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2020年5月25日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して2020年11月18日付けで無限定適正意見を表明している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

auアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。